



令和6年度保育料算定表 保育施設等

■保育所等の利用については、「保育料」と「給食費（主食費と副食費）」がかかります。

→0歳～2歳クラスは、**保育料に給食費が含まれております。**

3歳～5歳クラスは、**保育料は無償となっておりますが、給食費が別途かかります。**

■保育料算定表

(上記とは別に、「行事費」や「教材費」等の実費を直接園が徴収する“実費徴収”があります。)

階層区分	市町村民税 所得割額 (子供の属する世帯の合計額)		第1子		第2子		第3子以降	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0
第2-1階層	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等 ※1	0	0	0	0	0	0
第2階層		2-1階層 以外の世帯	0	0	0	0	0	0
第3-1階層	市町村民税 所得割 48,600円未満	ひとり親世帯等 ※1	6,500	6,400	0	0	0	0
第3階層		3-1階層 以外の世帯	15,000	14,800	7,500	7,400	0	0
第4-1階層	48,600円 ～77,100円	ひとり親世帯等 ※1	9,000	8,900	0	0	0	0
第4①階層	48,600円 ～57,699円	4-1階層 以外の世帯	23,000	22,700	11,500	11,350	0	0
第4②階層	57,700円 ～77,100円		太枠内は、3～5歳児の場合別途副食費がかかります。 23,000	22,700	11,500	11,350	0	0
	77,101円 ～96,999円		1号認定の場合は、77,101円以上から副食費がかかります。 23,000	22,700	11,500	11,350	0	0
第5階層	97,000円～168,999円		35,000	34,500	17,500	17,250	0	0
第6階層	169,000円～300,999円		38,000	37,400	19,000	18,700	0	0
第7階層	301,000円～396,999円		39,000	38,400	19,500	19,200	0	0
第8階層	397,000円以上		50,700	49,900	25,350	24,950	0	0

(※1ひとり親世帯等とは、認定を受けた母子父子世帯、障害者のいる世帯をいいます。)

※-太線内は、2号認定の副食費徴収区分を表しております。…点線内は、1号認定の副食費徴収区分を表しております。

【2名以上こどもがいる場合、きょうだいの保育料について（多子軽減）】

■児童に上の子（兄や姉）がいる場合、きょうだいの人数に応じて保育料が減額される場合があります。

【多子区分表】

世帯の市町村民税 所得割額	子（何子目）のカウント方法 (同一生計のきょうだいに限る)	【例】小学生～2歳児がいる場合			
		小学4年	5歳 (市外の幼稚園在籍)	4歳 (認可外 在籍)	2歳 (認可 在籍)
【区分①】 第1～4①階層	年齢に関係なく きょうだいの数	例1 第1子	第2子	第3子	第4子
【区分②】 第4②～8階層	対象の保育園等（※2）に在籍している 未就学のきょうだいの数	カウント 対象外	第1子	カウント 対象外	第2子

【※2 多子軽減の“対象の保育園等”】

○認可保育園 ○認定こども園 ○地域型保育事業 ●公立幼稚園 ●私立幼稚園（県知事認可） ●企業主導型保育施設

●特別支援学校幼稚部 ●児童発達支援施設 ●医療型児童発達支援サービス ●児童心理治療施設

※●の対象施設（市で確認できない施設）を利用しているきょうだいがいる場合は、在園証明書等の提出が必要です。

【市外・県外等に別居しているきょうだいがいる第3-1階層～第4①階層の場合】

多子軽減の判断に必要なため、進学等の理由で別住所に居住し保護者の扶養に入っているきょうだいがいる場合は、**社会保険証等の写しの提出が必要**です。

給食費の免除制度について

3歳～5歳クラスの給食費について、給食費は主食費（ご飯やパンなど）と副食費（おかず・おやつなど）に分かれています。

副食費は、区分によって免除となる場合があります。※主食費については免除となりません。※給食費は施設によって金額が異なります。

認定区分	副食費 免除	副食費 徴収
2号認定	第1階層～第4①階層	第4②階層～第8階層 未就学のきょうだい（対象の保育園等※2に在籍している）からカウントして第3子以降は免除となります。
1号認定	第1階層～第4②階層（77,100円以下）	第4②階層（77,101円以上）～第8階層 小学3年生以下のきょうだい（未就学児の場合は、対象の保育園等※2に在籍している）からカウントして第3子以降の子どもは免除となります。



保育料算定および階層認定について

■ 0歳～2歳クラスの保育料（利用者負担額）は、次の項目に基づき決定しています。

3歳～5歳クラスは、保育料は無償化されましたが原則、給食費がかかります。（P7 参照）

1. 保育料算定および階層認定の方法

（1） 保育料は、保護者の「市町村民税額」と「世帯の状況」で決まります。

「児童と同じ世帯で、生計をひとつにしている保護者」の市町村民税所得割額の合計額により、「保育料算定表」（P7 参照）に基づいて算定します。

※保育料算定に用いる市町村民税所得割額には、配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等の税額控除は適用されません。

※算定対象保護者の「直近の年収が 103 万円以下かつ「非課税」である場合、同一世帯の祖父母の税額を合算し、保育料算定を行うことがあります。

例）令和 6 年度の保育料を決定するとき

前期保育料（4～8 月分）は令和 5 年度の課税額で算定し、後期保育料（9～3 月分）は令和 6 年度の課税額で算定します。

年	令和 6 年						令和 7 年					
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
課税年	前期保育料(令和 5 年度の課税額で算定)						後期保育料 (令和 6 年度の課税額で算定)					
収入	(令和 4 年 1 月～12 月分の収入等に基づき課税)						(令和 5 年 1 月～12 月分の収入等に基づき課税)					

※国外収入等にかかる課税額については下記（2）②を参照

毎年 9 月が「保育料切り替え」の時期。

（2） 「保護者の課税情報が確認できない場合」は、保育料が最高額になります。

① 保護者が税申告を行っていない世帯

正しい保育料を算定するためには、お早めに市町村または税務署等で税申告を行ってください。

※申告後、課税情報の反映に時間がかかる場合がありますので、ご了承下さい。

※収入がなかった方も申告が必要です。

※扶養に入っている方は、被扶養者として申告が必要です。

※市町村民税は、課税年の 1 月 1 日時点で住民票のある市町村で課税されます。

（税申告の手続方法については、うるま市市民税課（TEL：973-5382）へお問い合わせください。）

（課税年の 1 月 1 日時点で他市町村在住の方は、申告先の市町村へ申告ください。）

② 「国外で就労」または「軍に所属し、収入にかかわる証明書（W-2 等）を提出していない」等の場合

正しい保育料を算定するためには、「収入にかかわる証明書（W-2 等）」をご提出ください。

※R6.8 月までは 2022 年の W-2、R6.9 月からは 2023 年の W-2 の提出が必要です。

（3） 保育料の変更（再算定）について

・「課税額の変更」や「世帯状況の変更」等がある場合は、保育料に影響することがあるため、届け出が必要です。

・保育料の変更（再算定）は、届け出があった翌月に行います。この変更で生じた過不足分は調整（納入・充当・還付）となります。

【変更の届け出が必要な場合】

① 課税額の変更がある場合

<例> ・個人で修正申告をした場合 ・会社が修正申告をした場合 等

② 世帯情報の変更がある場合

<例> ・児童扶養手当の受給開始、受給停止 ・婚姻・離婚の場合 ・生活保護の開始、廃止
・障害者扶養世帯となった場合 等

2. 保育料および給食費のお支払方法



(1) 支払い先

保育料、給食費は、下記のとおり施設によって支払い先が異なります。

- 市へ支払い……〔私立保育園の保育料〕、〔公立保育所、公立認定こども園の保育料・給食費〕
- 各施設へ支払い……〔小規模保育所、事業所内保育所、認定こども園（公立認定こども園を除く）の保育料、給食費〕

区分	私立保育園	公立保育所（与那城） 公立認定こども園 （赤道・伊波・与那城）	小規模保育所 事業所内保育所	私立認定こども園
保育料	●市へ支払い	●市へ支払い	○施設へ支払い	○施設へ支払い
給食費 ※1	○施設へ支払い	●市へ支払い	—	○施設へ支払い

（※1）0歳～2歳クラス（給食費は保育料に含まれています。） / 3歳～5歳クラス（給食費がかかります。（P7参照））

(2) 支払い方法

- 市へ支払いの場合……原則として、「口座振替」にてお支払いとなります。

引落日	毎月10日（休日にあたる場合は、翌営業日となります）
登録できる金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・琉球銀行 ・沖縄銀行 ・沖縄海邦銀行 ・沖縄県労働金庫 ・コザ信用金庫 ・沖縄県農業協同組合 ・ゆうちょ銀行（※郵便局にて手続き）

※残高不足等により引き落とし出来なかった場合は、後日督促状と納付書を郵送します。

- 各施設へ支払いの場合……支払い方法が「施設により異なる」ため、各施設へお問い合わせください。

(3) 口座振替の手続方法（①または②のいずれかの方法で手続してください。） ※上記で「●市へ支払いの場合」のみ

① 金融機関の「キャッシュカード」による手続（※専用端末での登録のため、通帳届出印の照合がなく手続きがスムーズです。）
「月末の前日まで」の受付分は、翌月から適用します。（4月中の手続きについてはゴールデンウィークの関係から15日までに手続きをお願いします。）
〔手続に必要なもの〕

- 金融機関のキャッシュカード 身分を確認できるもの（運転免許証・マイナンバーカード等）

*金融機関のキャッシュカードがあれば、暗証番号の入力で口座情報の登録ができます。

*沖縄県農業協同組合及びゆうちょ銀行は、キャッシュカードによる手続ができないためご注意ください。（ゆうちょ銀行については、令和6年度4月より利用できるよう調整中となりますので詳細は保育こども園課までお問い合わせ下さい。）

② 金融機関の「通帳届出印」による手続（※通帳届出印の照合後に登録完了となるため、登録までに1カ月程度かかります。）
「20日まで」の受付分は、翌月から適用します。（4月中の手続きについてはゴールデンウィークの関係から15日までに手続きをお願いします。）
〔手続に必要なもの〕

- 預貯金通帳等 通帳届出印（通帳届出印等の不一致がある場合は、登録エラーとなり、再度手続きが必要となります。）

*「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、通帳届出印を押して、各金融機関又は保育こども園課窓口へ提出ください。

*ゆうちょ銀行で口座振替を希望の場合は、郵便局窓口にて直接手続きとなります。

※●市へ支払いの場合で、口座振替手続き後に納付書が届いた場合は、口座登録が完了していません。

(4) 未納がある場合

①分納相談…未納分について納付計画を立てます。

②児童手当払い…申出があった世帯について、「児童手当の全部または一部」を保育料に充てることができます。

〔手続に必要なもの〕

- 児童手当払いに関する申出書

※年度ごとに申請が必要であり、申請することで、年3回（6月・10月・2月）の児童手当を保育料の支払いに充てることができます。

※受給者ご本人が窓口にて手続きする必要があります。（本人確認ができるもの、印鑑、代理の場合は委任状が必要）

③上記①②を行っていない未納者及び①②を行っても実際に納付のない未納者については、差押え等の滞納処分を行う場合があります。